(五)　電気通信事業者（法人に限る。）で特定通信・放送開発事業実施円滑化法に規定する実施計画について認定を受けたものが取得した同法に規定する特定電気通信設備のうち一定のものに係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる特定電気通信設備の細目を定めることとした。
（附則第一一条関係）

(六)　中小事業者等が生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得をした同法に規定する先端設備等に該当する一定の機械装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる資産等の細目を定めることとした。
（附則第一一条関係）

(七)　都市再生特別措置法の規定により認可を受けた立地誘導促進施設協定（有効期間が五年以上のものに限る。）に基づき同法に規定する都市再生推進法人が管理する一定の立地誘導促進施設の用に供する土地及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる土地及び償却資産の細目を定めることとした。（附則第一一条関係）

(八)　高齢者等の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる住宅の床面積の要件を五〇平方メートル以上二八〇平方メートル以下（改正前五〇平方メートル以上）とすることとした。（附則第一二条関係）

(九)　外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる住宅の床面積の要件を五〇平方メートル以上二八〇平方メートル以下（改正前五〇平方メートル以上）とすることとした。（附則第一二条関係）

(一〇)　高齢者、障害者等の利用上の利便性及び安全性の向上を目的とした一定の改修工事が行われた既存建築物に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置について、その対象となる特別特定建築物の細目を定めることとした。（附則第一二条の二関係）

(一一)　生産緑地法に規定する生産緑地である農地のうち一定のものを市街化区域農地とする措置について、その対象となる生産緑地である農地の細目を定めることとした。（附則第一四条関係）

(一二)　新たに特定市街化区域農地となった土地に係る固定資産税及び都市計画税の激変緩和措置について、その対象となる事由に一定の生産緑地である農地に該当することとなった事由を追加することとした。（附則第一四条の二関係）

(一三)　独立行政法人中小企業基盤整備機構が、独立行政法人中小企業基盤整備機構法に掲げる一定の業務により整備した工場又は事業場の用に供する一定の家屋に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、その手続に係る規定を廃止することとした。（附則第三三条の二関係）

8　事業所税

介護保険法に規定する介護医療院のうち一定のものに対する非課税措置について、その対象を医療法人が開設するものと規定することとした。（第五六条の二六関係）

9　国民健康保険税

(一)　基礎課税額に係る課税限度額を五八万円（改正前五四万円）に引き上げることとした。（第五六条の八八の二関係）

(二)　国民健康保険税の減額の基準について、五割（四割・三割）減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗ずべき金額を二七万五、〇〇〇円（改正前二七万円）に、二割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗ずべき金額を五〇万円（改正前四九万円）に引き上げることとした。（第五六条の八九関係）

二　地方税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正関係

紙巻たばこ三級品に係る道府県たばこ税及び市町村たばこ税の経過措置の延長に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（平成二七年改正令附則第四条及び第六条関係）

三　地方自治法施行令の一部改正関係

第一五八条の二第一項の規定により収納の事務を委託することができる地方税について、当該地方税に係る地方税法第一条第一項第一四号に規定する督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含むこととした。（第一五八条の二関係）

四　外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令の一部改正関係

国内事業所等について、国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずることとした。（第二三条関係）

五　この政令は、一部の規定を除き、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第一二六号）（総務省）

一　地方税法施行令の一部改正関係

1　道府県民税及び市町村民税

(一)　平成三三年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について、寡婦及び寡夫に係る生計を一にする子の要件を、前年の総所得金額等が四八万円以下であるものとすることとした。（第七条の二、第七条の三、第四六条の二及び第四六条の二の二関係）

(二)　平成三三年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について、雑損控除に係る親族の要件を、前年の総所得金額等が四八万円以下であるものとすることとした。（第七条の一三及び第四八条の六関係）

(三)　指定都市の区域内に住所を有する所得割の納税義務者に係る平成三〇年度以後の各年度分の所得割の標準税率の改正に伴い、平成三一年度以後の各年度に道府県が利子割、配当割又は株式等譲渡所得割を市町村に交付する場合において、各交付時期に交付すべき額の算定方法について、所要の措置を講ずることとした。（第九条の一五、第九条の一九及び第九条の二三関係）

(四)　平成三三年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について、個人の均等割を課することができないこととされる者の前年の合計所得金額の限度額に係る基準を、三五万円に一定の率を乗じて得た金額に、本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に、一〇万円を加算した金額（同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に二一万円に一定の率を乗じて得た金額を加算した金額）に改めることとした。（第四七条の三関係）

(五)　市町村長と年金保険者との間の通知について、地方税共同機構（以下「機構」という。）を経由して行うものの範囲を規定することとした。（第四八条の九の一七関係）

2　事業税

(一)　分配時調整外国税相当額について法人税の額から控除されることに伴い、付加価値割及び所得割の課税標準について、所要の措置を講ずることとした。（第二〇条の二の一三、第二〇条の二の一四、第二一条の二の二及び第二一条の二の三関係）

(二)　一般送配電事業者が原子力損害の賠償に要する金銭及び原子力発電工作物の廃止に要する金銭を発電事業者に交付する場合における当該一般送配電事業者の各事業年度の収入金額から控除する収入金額を、当該一般送配電事業者が当該原子力損害の賠償に要する金銭及び原子力発電工作物の廃止に要する金銭として当該発電事業者に対して交付すべき金額に相当する収入金額とすることとした。（附則第六条の二関係）

3　道府県たばこ税及び市町村たばこ税

加熱式たばこの課税標準の算定に用いる紙巻たばこの一本の金額に相当する金額について、所要の規定の整備を行うこととした。（第三九条の九の二及び第五三条の二関係）

4　固定資産税

中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に基づき取得した一定の機械装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる資産の細目規定を廃止することとした。（附則第一一条関係）